

令和5年10月16日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所

ドローンの実飛行による実証実験に参加する民間事業者を募集します

～ 全国初の「河川上空利用ルール」の作成に向けて（第9弾）～

将来、河川巡視や物流など複数のドローンが同時に荒川上空を飛行ルートとして活用する際のルールづくり、円滑な航行支援策等を検討するため、荒川下流河川事務所管内（都市部）において、ドローンの実飛行による実証実験に協力頂ける参加者を募集いたします。

荒川下流河川事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているほか、並行して、国土交通省の取り組み「河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験」に令和4年度より参加しており、これまでの実証実験で得られた課題に対応するため、荒川下流河川事務所管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験を実施することとしました。

1. 実証実験の概要

公募期間 令和5年10月16日（月）から11月10日（金）

実施内容 別紙1および別紙2参照

応募主体 民間事業者

2. 全体スケジュール

令和5年11月中旬 参加者の決定

令和5年12月上旬 意見交換会（令和4年度の取組状況やルール案、令和5年度実証実験の取組など）

令和6年1月から2月 実飛行による実証実験

令和6年2月下旬 意見交換会（実証実験報告およびルール案における意見交換など）

令和6年3月以降 「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成（予定）

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 都庁記者クラブ 神奈川建設記者会 川口市記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 荒川下流河川事務所

電話：03-3902-2311（代表）

メールアドレス：ktr-arage-press@ki.mlit.go.jp

副所長 渡辺 健一（わたなべ けんいち） 管理課長 高橋 正樹（たかはし まさき）



【荒川下流部におけるドローンの飛行の現状】

ODID地区（人口集中地区）となっているので、ドローンの飛行にあたっては航空法の許可が必要

○沿川自治体の条例等でドローンの飛行禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）

○荒川下流河川敷利用ルールでは、河川利用者の安全確保のため指定場所を除きドローンの飛行は禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）

【今後の河川上空を活用したドローン利用への期待】

○物流分野等の担い手不足等が進行する中で、障害物の少ない河川上空でのドローン物流促進により地域課題の解決等の期待

○事務所ではドローンを活用した河川巡視の検討を進めているところであり、今後、複数のドローンが河川上空を飛行することが想定

→ R4年度より「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成に向けて、ドローンの実飛行による実証実験を実施中

将来を見据え検討

【国土交通本省の取組】

OR4-5取組

ドローン物流業者による実証実験（R4全国18か所で実施）により得られた活用メリットや課題等をマニュアルとして整理。

○実証実験からとりまとめた今後の課題例

- ・複数機が同時に飛行可能な航路設定
- ・航行に必要な施設（離発着ポートや電源供給施設等）
- ・航行に必要な手続きや河川上空利用ルールの整理

参考：国土交通省HP

令和6年度 水管理・国土保全局予算概算要求（令和5年8月）P32

【荒川下流河川事務所の取組】

<ドローン物流・ドローン巡視>

○荒川下流部（都市部）においてドローンの実飛行による実証実験に協力頂ける民間事業者を募集【今回】

○実飛行による実証実験の実施（R6年1月～2月下旬予定）

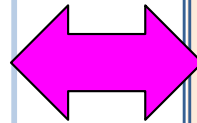
※左記の「実証実験からとりまとめた今後の課題例」について検討

○「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成（R6年3月以降予定）

○「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」で議論（R6年3月以降予定）

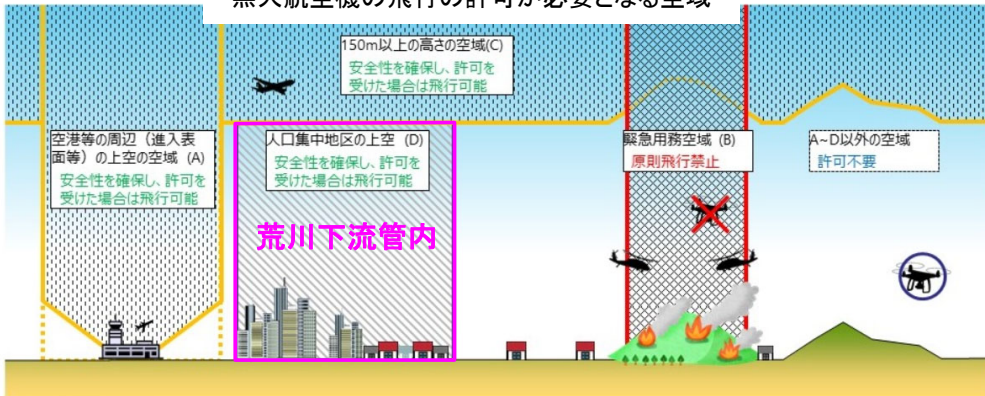
参考：荒川下流河川事務所HP（R4年度の取組）

記者発表資料 荒川下流河川事務所



連携

無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



(A) (B) (C) ... 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) ... 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）
出所：国土交通省HP

荒川下流部の土地利用状況



<荒川下流部の特徴>

- 年間利用者数約1,500万人
- 高水敷を自治体等が占有している割合が約8割
- 橋梁や鉄道などの横断工作物が多く存在

※緑着色部分は占有許可範囲

河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験 公募要領

<目的>

荒川下流部は我が国の人口や資産、社会経済活動の中核機能が集積しており、将来的に河川上空において複数のドローンによる飛行が想定されます。

現在、荒川下流河川事務所では、ドローンを活用した河川巡視の検討を進めているほか、並行して、国土交通省の取り組み「河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験」にも参加しており、荒川下流管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験を実施することとしました。

この度、荒川下流（都市部）における「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成に向けて、ドローンの実飛行による実証実験に協力頂ける参加者を募集いたします。

<制約条件>

- D I D地区（人口集中地区）であり、ドローンの飛行にあたっては航空法の許可が必要
- 沿川自治体の条例等でドローンは飛行禁止（管理者の確認を受けている場合を除く）
- 荒川下流河川敷利用ルールでは、河川利用者の安全確保のため指定場所を除きドローンの飛行は禁止（管理者の確認を受けている場合を除く）
- 橋梁や鉄道などの横断工作物が多く存在
- 年間の河川利用者が約1,500万人と河川を利用する方が多い

<実施内容>

河川上空におけるドローンの実飛行による実証実験を河川管理者及び民間事業者で実施するとともに、実証実験から得られた知見・課題等を元に、「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成を行います。

- これまでの実証実験からとりまとめた今後の課題例
 - ・複数機が同時に飛行可能な航路設定
 - ・航行に必要な施設（離発着ポートや電源供給施設等）
 - ※ドローンポートによる実証実験も可
 - ・航行に必要な手続きや河川上空利用ルールの整理

<応募主体・応募資格・応募要件>

応募主体

民間事業者

応募資格

ドローン物流の実績がある者又は特定の河川上空にてドローン物流を検討中の者

※共同事業者による応募も可（単独企業の応募も可）

応募要件

意見交換会への参加・「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成にご意見・ご協力を頂ける方

<全体スケジュール>

令和5年10月16日：公募開始

11月10日：公募締切

11月中旬頃：参加者の決定

12月上旬頃：意見交換会の実施（R4実証実験の取組報告、R5実証実験）

令和6年1月上旬頃～2月下旬頃：実飛行による実証実験の実施

2月下旬頃：意見交換会の実施（実証実験報告、ルール案における意見交換など）

3月以降：「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成（予定）

<費用の負担>

- ・ドローンの実飛行による実証実験に必要な費用・意見交換会への参加費用・「荒川下流河川上空利用ルール」の作成にご協力頂く費用については、国費による支援はありません。ただし、国（河川管理者）が保有する情報・データ等の提供等のソフト支援を行います。

<事務局の責任>

- ・ドローンの実飛行にあたっては参加者の責において行うものとし、事務局は第三者や河川に設置している施設（施設利用者含む）に与えた損害について、その損害が事務局の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

<応募手続き（応募書類）>

応募書類は、別紙3 応募様式を用い、日本語で作成し提出してください。

なお、別紙3 応募様式のオリジナルデータを手入したい場合は、件名を「R5年度河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験への応募様式送付願い」とし、以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

(E-Mail) ktr-arage-press [at] ki.mlit.go.jp （[at] は@に変換してください。）

<応募書類の提出期限>

令和5年11月10日（金） 17:00

<応募書類等の提出先>

応募書類送付の際は、件名を「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験への応募【〇〇（応募者名）】」とし、以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

(E-Mail) ktr-arage-press [at] ki.mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)
※送付するメール（応募書類添付）の容量は10MB 以下としてください。

<応募書類の受理>

提出された応募書類について、不備がある場合や応募書類の記載内容に虚偽があった場合又は応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

<秘密の保持>

応募書類は参加者の特定のためにのみ利用し、公表はしません。また、提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。

なお、応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、予めご了承ください。

また、「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成の際にご意見・ご協力を頂いた情報は、決定した参加者に無断で二次的に使用することはしません。

<注意事項>

応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とします。

提出された応募書類の内容について問合せを行う場合があります。

<結果の通知>

応募資格を有し、応募書類の記載内容が適切であると判断された応募者に対して、実証実験の参加者として決定した旨、事務局より電子メールにて通知します。なお、結果に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

<結果公表>

実証実験の参加者となった応募者は、応募者（企業）名を荒川下流河川事務所のウェブサイト等で公表します。

<問い合わせ先>

本要領に関する問い合わせは、件名を「河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験への問い合わせ」、本文に連絡先（所属・担当者名・連絡先）を記載して、下記宛先まで電子メールにて送付してください。

事務局：国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所

(E-Mail) ktr-arage-press [at] ki.mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)

応募様式

1. 応募者情報		
	事業者名	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
2. 関係者情報 ※共同事業者がいる場合は下記をご記載ください（必要に応じて行を追加）		
共同事業者	事業者名	
	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

応募様式

1. ドローン物流の配送実績

例) ○年○月～○月 ◇◇地区～◇◇地区にて、□□の配送実証を実施
○年○月～○月 ◇◇地区～◇◇地区にて、配送距離を延伸し実証を実施
○年○月～ 配送品を増やし、実証予定/○○地区での日用品の配送飛行を計画中

(参考) 上記の詳細を示す資料 (任意様式)

上記の詳細を示す内容や参考URL等をご記載ください。
(既存資料がある場合やスペースが不足する場合は、別添としていただいてもかまいません)

※R4年度に実証実験(荒川下流管内)に参加された民間事業者は実績がありますので、この様式は記載不要です。

2. 特定の河川上空にてドローン物流を検討中

対象河川名: ○○水系○○川 (今回の実証実験の荒川水系荒川でも可)

例) ○年○月～○月 ◇◇市にて、○○川上空を活用した配送を検討
例) ●年●月～●月 ドローンポートなど、航行に必要な施設について検討

上記の詳細を示す内容や参考URL等をご記載ください。
(既存資料がある場合やスペースが不足する場合は、別添としていただいてもかまいません)